# 都市再生特別措置法施行規則 （平成十四年国土交通省令第六十六号）

#### 第一条（国際競争力強化施設）

都市再生特別措置法（以下「法」という。）第十九条の二第八項の国土交通省令で定める施設は、国際会議場施設、医療施設その他国土交通大臣が定める施設であって、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

#### 第一条の二（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

法第十九条の六ただし書の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものは、法第十九条の五の規定により都市施設に関する都市計画事業の施行予定者として定められた者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

#### 第一条の三（開発行為に係る同意に関する協議）

法第十九条の八第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る開発行為に関する次に掲げる書類を添えて、これらを都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可の権限を有する者に提出するものとする。

* 一  
  整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
* 二  
  都市計画法第三十条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類
* 三  
  都市計画法第三十条第二項の書面に相当する書面及び同項の図書に相当する図書

#### 第一条の四（開発行為に係る同意の基準）

法第十九条の八第一項の同意は、都市計画法第三十三条第一項各号（同条第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

#### 第一条の五（土地区画整理事業に係る同意に関する協議）

法第十九条の九第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る土地区画整理事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。

* 一  
  整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
* 二  
  土地区画整理法第四条第一項の規準又は規約及び事業計画
* 三  
  土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第二条第一項各号に掲げる書類に相当する書類

#### 第一条の六（土地区画整理事業に係る同意の基準）

法第十九条の九第一項の同意は、土地区画整理法第九条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

#### 第一条の七（土地区画整理事業に係る証明書の交付）

土地区画整理法第四条第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の九第二項の規定により土地区画整理法第四条第一項の認可があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

#### 第一条の八（民間都市再生事業計画に係る同意に関する協議）

法第十九条の十第一項の規定により協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る民間都市再生事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを国土交通大臣に提出するものとする。

* 一  
  整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
* 二  
  法第二十条第一項の民間都市再生事業計画
* 三  
  第二条第一項各号に掲げる図書に相当する図書

#### 第一条の九（民間都市再生事業計画に係る同意の基準）

法第十九条の十第一項の同意は、法第二十一条第一項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

#### 第一条の十（市街地再開発事業に係る同意に関する協議）

法第十九条の十一第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る第一種市街地再開発事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。

* 一  
  整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
* 二  
  都市再開発法第七条の九第一項の規準又は規約及び事業計画
* 三  
  都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）第一条の七第一項各号に掲げる書類に相当する書類

#### 第一条の十一（市街地再開発事業に係る同意の基準）

法第十九条の十一第一項の同意は、都市再開発法第七条の十四第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、これをすることができない。

#### 第一条の十二（市街地再開発事業に係る証明書の交付）

都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十一第二項の規定により都市再開発法第七条の九第一項の認可があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

#### 第一条の十三（建築物の建築等に係る同意に関する協議）

法第十九条の十七第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事に提出するものとする。

* 一  
  都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項（法第十九条の十五第二項第四号に掲げる事項として記載しようとする場合にあっては、都市再生安全確保計画に記載しようとする事業及びその実施主体に関する事項。次項第一号、第一条の十六第一号及び第一条の二十第一号において同じ。）を記載した書類
* 二  
  建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第一条の十五第一項において同じ。）の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書又は同令第八条の二第一項において準用する同令第一条の三に規定する同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知に要する通知書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書

##### ２

法第十九条の十七第三項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを特定行政庁に提出するものとする。

* 一  
  都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
* 二  
  建築基準法施行規則第十条の十六第一項に規定する建築基準法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請書及びその添付図書又は添付書面に相当する書類及び図書（当該建築物の敷地若しくは建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合であって当該一団地（その内に同条第八項の規定により現に公告されている他の対象区域（同条第六項に規定する対象区域をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。）内に一若しくは二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあっては、総合的設計によって建築されるものに限る。）が建築される場合又は同条第二項に規定する場合における協議の申出の場合に限る。）
* 三  
  建築基準法施行規則第十条の二十三に規定する建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書（同項に規定する場合における協議の申出の場合に限る。）

#### 第一条の十四（建築物の建築等に係る同意の基準）

法第十九条の十七第一項の同意は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合しないときは、これをすることができない。

##### ２

法第十九条の十七第三項の同意は、前条第二項第二号に規定する協議の申出の場合にあっては安全上、防火上又は衛生上支障があるとき、同項第三号に規定する協議の申出の場合にあっては建築基準法第八十六条の八第一項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

#### 第一条の十五（建築物の建築等に係る証明書の交付）

建築主事は、法第十九条の十七第四項の規定により建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十三第一項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該確認済証の交付があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

##### ２

特定行政庁は、法第十九条の十七第四項の規定により建築基準法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の八第一項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十三第二項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

#### 第一条の十六（建築物の耐震改修に係る同意に関する協議）

法第十九条の十八第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の耐震改修に関する次に掲げる書類を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

* 一  
  都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
* 二  
  建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第二十八条に規定する建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十七条第三項の規定による認定の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書

#### 第一条の十七（建築物の耐震改修に係る同意の基準）

法第十九条の十八第一項の同意は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

#### 第一条の十八（建築物の耐震改修に係る証明書の交付）

所管行政庁は、法第十九条の十八第三項の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十六の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

#### 第一条の十九（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式）

法第十九条の十九第一項の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第一の申請書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

##### ２

特定行政庁は、法第十九条の十九第一項の規定による認定をしたときは、別記様式第二の通知書に、前項の申請書の副本一通及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

##### ３

特定行政庁は、法第十九条の十九第一項の規定による認定をしないときは、別記様式第三の通知書に、第一項の申請書の副本一通及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

#### 第一条の二十（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意に関する協議）

法第十九条の十九第二項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを特定行政庁に提出するものとする。

* 一  
  都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
* 二  
  前条第一項の申請書及びその添付図書又は添付書面に相当する書類及び図書

#### 第一条の二十一（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意の基準）

法第十九条の十九第二項の同意は、交通上、安全上、防火上又は衛生上支障があるときは、これをすることができない。

#### 第一条の二十二（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る証明書の交付）

特定行政庁は、法第十九条の十九第三項の規定により同条第一項の規定による認定があったものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の二十の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があったものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

#### 第一条の二十三（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意に関する協議）

法第十九条の二十第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを当該都市公園の公園管理者に提出するものとする。

* 一  
  都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類
* 二  
  都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第二項の申請書に相当する書類

#### 第一条の二十四（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意の基準）

法第十九条の二十第一項の同意は、次の各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

* 一  
  公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。
* 二  
  都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十五条第一項から第三項までに規定する基準並びに同令第十六条各号及び第十七条各号に掲げる基準に適合するものであること。

#### 第二条（民間都市再生事業計画の認定等の申請）

法第二十条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図
* 二  
  縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号。以下「令」という。）第八条に規定する公益的施設の配置を表示した事業区域内に建築する建築物の配置図
* 三  
  縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図
* 四  
  都市再生事業の工程表
* 五  
  都市再生事業についての事業区域内の土地及び付近地の住民に対する説明会の開催の状況及び当該住民から提出された当該都市再生事業に関する意見の概要
* 六  
  縮尺、方位、事業区域、申請者が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利（次号並びに第二十二条第六号及び第七号において「所有権等」という。）を有する土地及び申請者が所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定（第二十二条第六号において「所有権の取得等」という。）をしようとする土地の境界線並びに事業区域内の建築物の位置を表示した事業区域内にある土地及び建築物の配置図
* 七  
  申請者が事業区域内の土地について所有権等を有する者であることを証する書類その他の申請者が事業区域内において事業を実施することが可能であることを証する書類
* 八  
  申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類
* 九  
  申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類
* 十  
  都市再生事業により整備される建築物に係る収支の見込みを記載した書類
* 十一  
  都市再生事業の施行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
* 十二  
  令第七条第一項ただし書に規定する場合においては、当該場合に該当することを明らかにすることができる図書
* 十三  
  前各号に掲げるもののほか、法第二十一条第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために国土交通大臣が必要と認める図書

##### ２

法第二十四条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。  
この場合において、同項第十三号中「法第二十一条第一項各号」とあるのは、「法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第一項各号」とする。

#### 第三条（民間都市再生事業計画の記載事項）

法第二十条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  都市再生事業の名称及び目的
* 二  
  当該都市再生事業が都市再生緊急整備地域における市街地の整備を緊急に推進する上で効果的であり、かつ、当該地域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項
* 三  
  建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

#### 第四条（民間都市再生事業計画の公表）

法第二十三条（法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  都市再生事業の名称及び目的
* 二  
  認定計画に係る建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

#### 第五条（民間都市再生事業計画の軽微な変更）

法第二十四条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

* 一  
  地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
* 二  
  工事着手の時期及び事業施行期間の六月以内の変更
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、都市再生事業の施行に支障がないと国土交通大臣が認める変更

#### 第五条の二（認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

法第二十九条第一項第一号ハの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

* 一  
  認定事業者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け
* 二  
  認定事業者から認定建築物等又は認定建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定建築物等又は当該認定建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（法第二十九条第一項第一号イに規定する株式会社等をいう。以下同じ。）（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

#### 第六条（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準）

法第二十九条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号に掲げる業務に係るものは、次に掲げるものとする。

* 一  
  法第二十九条第一項第一号に掲げる業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者（民間都市機構の役員及び職員を除く。）のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもって組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。
* 二  
  次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。
* 三  
  認定事業が次のいずれにも該当するものであること。
* 四  
  一般の金融機関の行う金融等を補完するものであること。
* 五  
  民間都市機構による資金の貸付け等に係る債務の保証その他の国土交通大臣が認める信用補完措置が講じられるものであること（認定事業の工事に着手するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合に限る。）。

#### 第七条（都市再生事業等を行おうとする者による都市計画の決定等の提案）

法第三十七条第二項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都市計画決定権者に提出しなければならない。

* 一  
  都市再生事業を行うために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案する場合にあっては、次に掲げる図書
* 二  
  関連公共公益施設整備事業を行うために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案する場合にあっては、次に掲げる図書

##### ２

前項第二号ニの規定にかかわらず、都市計画決定権者は、同号ニに掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

#### 第八条（都市再生事業等に係る認可等の申請）

法第四十二条又は第四十三条第一項の規定により認可、認定又は承認（以下「認可等」という。）の申請を行おうとする者は、申請書に次に掲げる図書を添付して、これを当該認可等に関する処分を行う行政庁に提出しなければならない。

* 一  
  都市再生事業を施行するために必要な認可等の申請を行おうとする場合にあっては、前条第一項第一号ロ及びハに掲げる図書（法第四十二条第一号に掲げる認可又は認定の申請を行おうとする場合にあっては、前条第一項第一号ロに掲げる図書）
* 二  
  関連公共公益施設整備事業を施行するために必要な認可等の申請を行おうとする場合にあっては、前条第一項第二号ロからニまでに掲げる図書

##### ２

前項第二号の規定にかかわらず、当該認可等に関する処分を行う行政庁は、前条第一項第二号ニに掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

#### 第八条の二（都市再生歩行者経路協定の認可等の申請の公告）

法第四十五条の三第一項（法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

* 一  
  都市再生歩行者経路協定の名称
* 二  
  協定区域
* 三  
  協定区域隣接地が定められるときはその区域
* 四  
  都市再生歩行者経路協定の縦覧場所

#### 第八条の三（都市再生歩行者経路協定の認可の基準）

法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
* 二  
  都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項は、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に資するよう配慮して定められていなければならない。
* 三  
  都市再生歩行者経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
* 四  
  協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
* 五  
  協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

#### 第八条の四（都市再生歩行者経路協定の認可等の公告）

第八条の二の規定は、法第四十五条の四第二項（法第四十五条の五第二項、第四十五条の六第四項、第四十五条の八第四項又は第四十五条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

#### 第八条の五（退避経路協定の認可の基準）

法第四十五条の十三第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の十三第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
* 二  
  退避経路の整備又は管理に関する事項は、都市再生安全確保計画に適合していなければならない。
* 三  
  退避経路の整備又は管理に関する事項は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の退避の安全上支障が生じないように定められていなければならない。
* 四  
  退避経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
* 五  
  協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
* 六  
  協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

#### 第八条の六（退避経路協定に関する準用）

第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の十三第一項に規定する退避経路協定について準用する。

#### 第八条の七（退避施設協定の認可の基準）

法第四十五条の十四第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の十四第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
* 二  
  退避施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに退避施設の整備又は管理に関する事項は、都市再生安全確保計画に適合していなければならない。
* 三  
  退避施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに退避施設の整備又は管理に関する事項は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の退避の安全上支障が生じないように定められていなければならない。
* 四  
  退避施設協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
* 五  
  協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
* 六  
  協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

#### 第八条の八（退避施設協定に関する準用）

第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の十四第一項に規定する退避施設協定について準用する。

#### 第八条の九（管理協定の基準）

法第四十五条の十六第二項第二号（法第四十五条の十九において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

* 一  
  協定倉庫の管理の方法に関する事項は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等に対する災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の適切な備蓄及び円滑な供給を図るために必要な事項並びに協定倉庫の維持修繕その他協定倉庫の適切な管理に必要な事項について定めること。
* 二  
  管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下とすること。
* 三  
  管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

#### 第八条の十（管理協定の縦覧に係る公告）

法第四十五条の十七第一項（法第四十五条の十九において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

* 一  
  管理協定の名称
* 二  
  協定倉庫の名称（その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定倉庫の部分）
* 三  
  管理協定の有効期間
* 四  
  管理協定の縦覧場所

#### 第八条の十一（管理協定の締結等の公告）

前条の規定は、法第四十五条の十八（法第四十五条の十九において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

#### 第八条の十二（非常用電気等供給施設協定の認可の基準）

法第四十五条の二十一第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の二十一第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
* 二  
  非常用電気等供給施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項は、都市再生安全確保計画に適合していなければならない。
* 三  
  非常用電気等供給施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項は、大規模な地震が発生した場合において非常用電気等供給施設の機能に支障が生じないように定められていなければならない。
* 四  
  非常用電気等供給施設協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
* 五  
  協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
* 六  
  協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

#### 第八条の十三（非常用電気等供給施設協定に関する準用）

第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の二十一第一項に規定する非常用電気等供給施設協定について準用する。

#### 第九条（都市再生整備計画の区域内における都市の再生に必要な事業）

法第四十六条第二項第二号ヘの国土交通省令で定める事業は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業（以下「住宅街区整備事業」という。）その他国土交通大臣の定める事業とする。

#### 第十条

削除

#### 第十一条（特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者）

法第四十六条第三項第一号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

* 一  
  営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあり、かつ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とするもの
* 二  
  地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人で、公共公益施設の整備等に関する事業を営むもの
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、市町村長が都市の再生を推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として、当該市町村長が指定したもの

#### 第十一条の二（滞在快適性等向上施設等）

法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

* 一  
  道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの
* 二  
  駐輪場その他これに類するもの
* 三  
  噴水、水流、池その他これらに類するもの
* 四  
  食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
* 五  
  アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの
* 六  
  街灯その他これに類するもの
* 七  
  花壇、樹木、並木その他これらに類するもの

#### 第十一条の三（一体型滞在快適性等向上事業）

法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

* 一  
  前条第一号に掲げる施設等の整備又は管理に関する事業
* 二  
  前条第一号に掲げる施設等並びにこれらの上に設置される同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる施設等の整備又は管理に関する事業
* 三  
  前条第四号に掲げる施設等の整備又は管理に関する事業であって、当該施設等のうち壁（当該施設等と一体的に活用されることにより滞在の快適性等の向上に資する公共施設その他これに準ずる施設（以下この号において「滞在快適性等向上公共施設等」という。）に接している階にあり、かつ、滞在快適性等向上公共施設等に面する部分に限る。）の過半について、ガラスその他の透明な素材とすること、構造上開閉できるようにすること又は位置を後退させることにより、滞在快適性等向上区域内の歩行者に対する視覚的又は物理的な高い開放性を有するもの

#### 第十二条（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

令第十三条第二号ニの国土交通省令で定める市街地開発事業は、施行区域の面積が二十ヘクタールを超える住宅街区整備事業とする。

#### 第十二条の二（令第十九条の国土交通省令で定める要件）

令第十九条の国土交通省令で定める要件は、同条に規定する看板及び広告塔から生ずる収益を一体型滞在快適性等向上事業に要する費用に充てることができると認められるものとする。

#### 第十二条の三（法第四十六条第十四項第二号イの国土交通省令で定める公園施設の種類）

法第四十六条第十四項第二号イの国土交通省令で定める公園施設は、次に掲げるものとする。

* 一  
  休養施設
* 二  
  遊戯施設
* 三  
  運動施設
* 四  
  教養施設
* 五  
  便益施設
* 六  
  都市公園法施行令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所

#### 第十二条の四（滞在快適性等向上公園施設の種類）

法第四十六条第十四項第二号ロの国土交通省令で定める公園施設は、前条各号に掲げるものであって、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとする。

#### 第十二条の五（特定公園施設の種類）

法第四十六条第十四項第二号ロ（1）の国土交通省令で定める公園施設は、滞在快適性等向上公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるものとする。

#### 第十二条の六（法第四十六条第十四項第二号ロ（4）の国土交通省令で定める事項）

法第四十六条第十四項第二号ロ（4）の国土交通省令で定める事項は、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理により期待される効果その他の市町村が必要と認める事項とする。

#### 第十二条の七（滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に係る公告）

法第四十六条第十五項の規定による公告（同条第二十九項において準用する場合を含む。）は、同条第十四項第二号ロに掲げる事項を定める都市公園の名称並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で行うものとする。

#### 第十二条の八（滞在快適性等向上公園施設を設置することが都市公園の管理上適切でない場所）

法第四十六条第十九項第一号の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

* 一  
  法第四十六条第二項第六号の計画期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所
* 二  
  その他国土交通大臣が定める場所

#### 第十二条の九（都市利便増進施設）

法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

* 一  
  道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
* 二  
  公園、緑地、広場その他これらに類するもの
* 三  
  噴水、水流、池その他これらに類するもの
* 四  
  食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
* 五  
  広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの
* 六  
  アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの
* 七  
  備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの
* 八  
  街灯、防犯カメラその他これらに類するもの
* 九  
  太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの
* 十  
  彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するもの

#### 第十二条の十（居住者等利用施設）

法第四十六条第二十六項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

* 一  
  道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
* 二  
  公園、緑地、広場その他これらに類するもの
* 三  
  噴水、水流、池その他これらに類するもの
* 四  
  教育文化施設、医療施設、福祉施設その他これらに類するもの
* 五  
  集会場、業務施設、宿泊施設、食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの

#### 第十二条の十一（滞在快適性等向上区域の周知）

法第四十六条第二十八項第一号（同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、滞在快適性等向上区域の区域について、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法で行うものとする。

#### 第十三条（市町村決定計画及び計画決定期限の公告）

法第四十六条第二十八項第二号（同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

* 一  
  市町村決定計画に係る都市計画の種類
* 二  
  市町村決定計画に係る都市計画を定める土地の区域
* 三  
  計画決定期限

#### 第十四条（都市再生整備計画の作成等の提案）

法第四十六条の二第一項又は第二項の規定により都市再生整備計画の作成又は変更の提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

#### 第十五条（国土交通大臣に提出する都市再生整備計画の添付書類等）

市町村は、国土交通大臣に都市再生整備計画を提出する場合においては、当該都市再生整備計画に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

* 一  
  都市再生整備計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面
* 二  
  次条第一項に規定する交付金の額の限度を算定するために必要な資料

##### ２

市町村は、前項に掲げるもののほか、交付金の交付手続、交付金の経理その他の必要な事項を国土交通大臣の定めるところにより行わなければならない。

#### 第十六条（交付金の額）

法第四十七条第二項の規定による交付金は市町村ごとに交付するものとし、その額は、次に掲げる式により算出された額を限度とする。

##### ２

前項の交付金の額は、都市再生整備計画に基づく事業等を通じて増進が図られる次に掲げる都市機能の内容を勘案して定めるものとする。

* 一  
  地域整備方針に適合する都市機能
* 二  
  立地適正化計画に適合する都市機能
* 三  
  中心市街地（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地をいう。）の活性化に資する都市機能
* 四  
  歴史的風致（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上に資する都市機能
* 五  
  地球温暖化対策その他の環境への負荷の低減に資する都市機能

##### ３

前二項に定めるもののほか、交付金の額を算出するために必要な事項は、国土交通大臣が定める。

#### 第十七条（都市計画の協議の申出）

法第五十一条第二項の協議の申出は、協議書及び当該都市計画の案を提出して行うものとする。

##### ２

前項の協議書には、都市計画の策定の経緯の概要を示す書面を添付しなければならない。

#### 第十八条（都市計画の決定等の要請）

法第五十四条第一項の規定により計画要請を行おうとする市町村は、市町村名を記載した要請書に都市計画の素案を添えて、これらを都道府県に提出しなければならない。

#### 第十八条の二（都市再生推進法人による都市計画の決定等の提案）

法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により計画提案を行おうとする都市再生推進法人は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。

* 一  
  都市計画の素案
* 二  
  別記様式第六による公共施設又は第五十八条に規定する施設（次号において「公共利便施設」という。）の整備又は管理に関する計画書
* 三  
  公共利便施設の整備又は管理を行う区域を表示する図面その他必要な図面
* 四  
  法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類
* 五  
  法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類

#### 第十九条（国道の新設又は改築の認可）

市町村は、法第五十八条第二項の規定により国道の新設又は改築について認可を受けようとする場合においては、別記様式第七による申請書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならない。

##### ２

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

* 一  
  工事計画書
* 二  
  工事費及び財源調書
* 三  
  平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

#### 第二十条（認可を要しない軽易な国道の新設又は改築）

法第五十八条第二項ただし書の国土交通省令で定める軽易な国道の新設又は改築は、国道に附属する道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

##### ２

市町村は、前項の工事を行った場合においては、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

#### 第二十一条（国道の管理の公示）

市町村は、法第五十八条第一項の規定により国道の新設等又は国道の維持等（以下この条において「国道の管理」という。）を行おうとするとき、及び当該国道の管理の全部又は一部を完了したときは、道路の種類、路線名、国道の管理の区間、国道の管理の種類及び国道の管理の開始の日（当該国道の管理の全部又は一部を完了したときにあっては、国道の管理の完了の日）を公示するものとする。

#### 第二十一条の二（公園施設設置管理協定の内容）

法第六十二条の三第二項第十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  一体型事業実施主体等が公園管理者に対して行う公園施設設置管理協定の実施状況についての報告に関する事項
* 二  
  その他公園管理者が必要と認める事項

#### 第二十一条の三（特定路外駐車場の設置の届出）

法第六十二条の九第一項（法第百六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

* 一  
  特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
* 二  
  次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

#### 第二十一条の四

法第六十二条の九第一項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の自動車の出口及び入口の位置とする。

#### 第二十一条の五（変更の届出）

法第六十二条の九第二項（法第百六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置とする。

#### 第二十一条の六

法第六十二条の九第二項の規定による届出は、別記様式第七の三による変更届出書を提出して行うものとする。

##### ２

第二十一条の三第二項の規定は、前項の届出について準用する。

#### 第二十一条の七（出入口制限対象駐車場の設置の届出）

法第六十二条の十第二項の規定による届出は、別記様式第七の四による届出書を提出して行うものとする。

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

* 一  
  出入口制限対象駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
* 二  
  次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
* 三  
  法第六十二条の十第一項ただし書に該当する場合においては、同項ただし書に該当することを明らかにするために必要な図書として市町村の条例で定めるもの

#### 第二十一条の八

法第六十二条の十第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項は、出入口制限対象駐車場の位置及び規模とする。

#### 第二十一条の九（出入口制限対象駐車場の自動車の出口又は入口の位置の変更の届出）

法第六十二条の十第三項の規定による届出は、別記様式第七の五による届出書を提出して行うものとする。

##### ２

第二十一条の七第二項の規定は、前項の届出について準用する。

#### 第二十二条（民間都市再生整備事業計画の認定等の申請）

法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  方位、道路及び目標となる地物並びに整備事業区域を表示した付近見取図
* 二  
  縮尺、方位、整備事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに整備事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の配置を表示した整備事業区域内に建築する建築物の配置図
* 三  
  縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図
* 四  
  都市再生整備事業の工程表
* 五  
  都市再生整備事業についての整備事業区域内の土地及び付近地の住民に対する説明会の開催の状況及び当該住民から提出された当該都市再生整備事業に関する意見の概要
* 六  
  縮尺、方位、整備事業区域、申請者が従前から所有権等を有する土地及び申請者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに整備事業区域内の建築物の位置を表示した整備事業区域内にある土地及び建築物の配置図
* 七  
  申請者が整備事業区域内の土地について所有権等を有する者であることを証する書類その他の申請者が整備事業区域内において事業を実施することが可能であることを証する書類
* 八  
  申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類
* 九  
  申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類
* 十  
  都市再生整備事業により整備される建築物に係る収支の見込みを記載した書類
* 十一  
  都市再生整備事業の施行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
* 十二  
  令第二十三条第二号又は第五号に規定する事業にあっては、当該事業に該当することを明らかにすることができる図書
* 十三  
  前各号に掲げるもののほか、法第六十四条第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために国土交通大臣が必要と認める図書

##### ２

法第六十六条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。  
この場合において、同項第十三号中「法第六十四条第一項各号」とあるのは、「法第六十六条第二項において準用する法第六十四条第一項各号」とする。

#### 第二十三条（民間都市再生整備事業計画の記載事項）

法第六十三条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  都市再生整備事業の名称及び目的
* 二  
  当該都市再生整備事業が都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものであり、かつ、当該都市再生整備計画の区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項
* 三  
  整備事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

#### 第二十四条（民間都市再生整備事業計画の公表）

法第六十五条（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  都市再生整備事業の名称及び目的
* 二  
  認定整備事業計画に係る建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

#### 第二十五条（民間都市再生整備事業計画の軽微な変更）

法第六十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

* 一  
  地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
* 二  
  工事着手の時期及び事業施行期間の六月以内の変更
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、都市再生整備事業の施行に支障がないと国土交通大臣が認める変更

#### 第二十六条（認定整備事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法）

法第七十一条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

* 一  
  認定整備事業者（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け
* 二  
  認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等（認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。）に対する資金の貸付け

#### 第二十七条（民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務の基準）

法第七十一条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、出資に係る部分を除く。）により支援する業務に係るものは第一号から第五号まで、同項第一号イからニまでに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、出資に係る部分に限る。）により支援する業務に係るものは第四号に掲げるものとする。

* 一  
  法第七十一条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、出資に係る部分を除く。）により支援する業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者（民間都市機構の役員及び職員を除く。）のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもって組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。
* 二  
  次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。
* 三  
  認定整備事業が次のいずれにも該当するものであること。
* 四  
  一般の金融機関の行う金融等を補完するものであること。
* 五  
  民間都市機構による資金の貸付け等に係る債務の保証その他の国土交通大臣が認める信用補完措置が講じられるものであること（認定整備事業の工事に着手するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合に限る。）。

#### 第二十八条（都市再生整備歩行者経路協定に関する準用）

第八条の二から第八条の四までの規定は、法第七十三条第一項に規定する都市再生整備歩行者経路協定について準用する。  
この場合において、第八条の三第二号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは、「都市再生整備歩行者経路の」と読み替えるものとする。

#### 第二十九条（都市利便増進協定の軽微な変更）

法第七十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更その他の都市利便増進協定の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

#### 第二十九条の二（緑地保全・緑化推進法人が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設）

法第八十条の三第一項の国土交通省令で定める緑地保全・緑化推進法人が整備及び管理を行う施設は、第十二条の十第二号に掲げる緑地（通路、広場その他の当該緑地を利用する都市の居住者その他の者の利便のため必要な施設を含む。）とする。

#### 第二十九条の三（景観整備機構が整備及び管理を行うことができる居住者等利用施設）

法第八十条の三第一項の国土交通省令で定める景観整備機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の十各号に掲げるものとする。

#### 第二十九条の四（低未利用土地利用促進協定の認可の基準）

法第八十条の三第三項第三号（法第八十条の五において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

* 一  
  低未利用土地利用促進協定において定める法第八十条の三第一項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切なものであること。
* 二  
  低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

#### 第三十条（誘導施設の整備に関する事業の施行に関連して必要となる事業）

法第八十一条第二項第四号ロの国土交通省令で定める事業は、法第四十六条第二項第二号ハ及びホに掲げる事業並びに第九条に規定する事業とする。

#### 第三十条の二（国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの等）

法第八十一条第十五項の国土交通省令で定める土地は、国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地、採草放牧地及び森林とする。

#### 第三十条の三（都市の居住者その他の者の利用に供する施設）

法第八十一条第十六項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

* 一  
  道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
* 二  
  公園、緑地、広場その他これらに類するもの
* 三  
  噴水、水流、池その他これらに類するもの
* 四  
  休憩施設、遊戯施設その他これらに類するもの
* 五  
  備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの

#### 第三十一条（立地適正化計画の軽微な変更）

法第八十一条第二十四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号及び第六号に掲げる事項の変更（第六号に掲げる事項の変更にあっては、同号に規定する防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項並びに法第八十一条第九項から第十三項まで及び第十五項に規定する事項に係る変更に限る。）とする。

#### 第三十二条（国土交通大臣に提出する立地適正化計画の添付書類等）

市町村は、国土交通大臣に立地適正化計画を提出する場合においては、当該立地適正化計画に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

* 一  
  立地適正化計画の区域のうち法第四十六条第一項の土地の区域及び当該区域の面積を記載した図書
* 二  
  前号の土地の区域内の土地の現況を明らかにした図面
* 三  
  第十六条第一項に規定する交付金の額の限度を算定するために必要な資料

#### 第三十三条（交付金の額）

法第八十三条第二項の規定により法第四十七条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「の区域」とあるのは、「の区域のうち法第四十六条第一項の土地の区域」とする。

#### 第三十四条（特定住宅整備事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案）

法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都市計画決定権者に提出しなければならない。

* 一  
  都市計画の素案
* 二  
  別記様式第九による特定住宅整備事業に関する計画書
* 三  
  特定住宅整備事業に関する次に掲げる図書
* 四  
  法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類
* 五  
  法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類

#### 第三十四条の二（宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例）

法第八十七条の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第四条第一項、第二十五条、第二十七条及び第三十条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

##### ２

法第八十七条の二第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成等規制法施行規則第二条の規定の適用については、同条に規定する都道府県とみなす。

#### 第三十四条の三（宅地造成等関係行政事務の処理の開始の公示）

法第八十七条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

* 一  
  宅地造成等関係行政事務の処理を開始する旨
* 二  
  宅地造成等関係行政事務の処理を開始する日

#### 第三十四条の四（防災住宅建設区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続）

土地区画整理法第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、法第八十七条の三第一項の規定により事業計画において防災住宅建設区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則第三条の二各号に掲げる事項のほか、防災住宅建設区の位置及び面積を記載しなければならない。

#### 第三十四条の五（防災住宅建設区に関する図書）

防災住宅建設区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

##### ２

前項の設計説明書には防災住宅建設区の面積を記載し、前項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

##### ３

第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

#### 第三十四条の六（防災住宅建設区への換地の申出）

法第八十七条の四第一項の申出は、別記様式第九の二の申出書を提出して行うものとする。

##### ２

前項の申出書には、法第八十七条の四第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

#### 第三十四条の七（防災住宅建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物）

法第八十七条の四第四項第一号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

#### 第三十五条（建築等の届出）

法第八十八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

* 一  
  開発行為を行う場合  
    
    
  別記様式第十
* 二  
  住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合  
    
    
  別記様式第十一

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

* 一  
  開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
* 二  
  住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
* 三  
  その他参考となるべき事項を記載した図書

#### 第三十六条

法第八十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

#### 第三十七条（変更の届出）

法第八十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

#### 第三十八条

法第八十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十二による変更届出書を提出して行うものとする。

##### ２

第三十五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

#### 第三十九条（都市計画法施行規則の特例）

居住調整地域に係る特定開発行為について都市計画法第三十条第一項の規定により申請書を提出する場合における都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十五条第三号及び第十七条第一項第五号の規定の適用については、同令第十五条第三号中「法」とあるのは「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、同項第五号中「法」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等を建築する」とする。

##### ２

居住調整地域に係る特定開発行為について都市計画法第二十九条第一項の許可を受けようとする場合においては、都市計画法施行規則第十六条第一項の開発行為許可申請書の様式は、同項の規定にかかわらず、別記様式第十三によるものとする。

##### ３

法第九十条の規定により都市計画法第三十四条の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行規則第二十八条の規定の適用については、同条中「次に掲げるもの（自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあつては、第一号に掲げるものを除く。）」とあるのは「第二号から第四号までに掲げるもの」と、同条第三号中「区域区分」とあるのは「居住調整地域」とする。

##### ４

法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合においては、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。  
この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第三十八条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。以下この項において同じ。）を建築する」と、同項の表敷地現況図の項中「建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築して住宅等とする行為」と、「建築物の位置又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、「用途の変更」とあるのは「用途を変更して住宅等とする行為」と、「建築物の位置並びに」とあるのは「住宅等の位置並びに」とする。

#### 第四十条（国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の特例）

法第九十二条の規定により大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第十一項の規定を読み替えて適用する場合における国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十九号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「都市計画法施行令」とあるのは、「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第三十八条の規定により読み替えて適用する都市計画法施行令」とする。

#### 第四十一条（開発許可関係事務の処理の開始の公示）

法第九十三条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

* 一  
  開発許可関係事務の処理を開始する旨
* 二  
  開発許可関係事務の処理を開始する日

#### 第四十二条（開発許可関係事務を処理する市町村長の特例）

法第九十三条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行規則第十六条第一項、第三十一条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第二項並びに第六十条（都市計画法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合を除く。）の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

#### 第四十三条（民間誘導施設等整備事業計画の認定等の申請）

法第九十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

* 一  
  方位、道路及び目標となる地物並びに誘導事業区域を表示した付近見取図
* 二  
  縮尺、方位、誘導事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに誘導事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに令第三十九条に規定する公益的施設の配置を表示した誘導事業区域内に建築する建築物の配置図
* 三  
  縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図
* 四  
  誘導施設等整備事業の工程表
* 五  
  誘導施設等整備事業についての誘導事業区域内の土地及び付近地の住民に対する説明会の開催の状況及び当該住民から提出された当該誘導施設等整備事業に関する意見の概要
* 六  
  縮尺、方位、誘導事業区域、申請者が従前から所有権等を有する土地及び申請者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに誘導事業区域内の建築物の位置を表示した誘導事業区域内にある土地及び建築物の配置図
* 七  
  申請者が誘導事業区域内の土地について所有権等を有する者であることを証する書類その他の申請者が誘導事業区域内において事業を実施することが可能であることを証する書類
* 八  
  申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類
* 九  
  申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類
* 十  
  誘導施設等整備事業により整備される建築物に係る収支の見込みを記載した書類
* 十一  
  誘導施設等整備事業の施行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
* 十二  
  前各号に掲げるもののほか、法第九十六条第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために国土交通大臣が必要と認める図書

##### ２

法第九十八条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。  
この場合において、同項第十二号中「法第九十六条第一項各号」とあるのは、「法第九十八条第二項において準用する法第九十六条第一項各号」とする。

#### 第四十四条（民間誘導施設等整備事業計画の記載事項）

法第九十五条第三項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  誘導施設等整備事業の名称及び目的
* 二  
  当該誘導施設等整備事業が住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る上で効果的であり、かつ、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項
* 三  
  当該誘導施設等整備事業が立地適正化計画に記載された法第八十一条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであることを明らかにするために参考となるべき事項
* 四  
  誘導事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

#### 第四十五条（民間誘導施設等整備事業計画の公表）

法第九十七条（法第九十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  誘導施設等整備事業の名称及び目的
* 二  
  認定誘導事業計画に係る建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

#### 第四十六条（民間誘導施設等整備事業計画の軽微な変更）

法第九十八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

* 一  
  地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
* 二  
  工事着手の時期及び事業施行期間の六月以内の変更
* 三  
  前二号に掲げるもののほか、誘導施設等整備事業の施行に支障がないと国土交通大臣が認める変更

#### 第四十七条（民間都市機構の行う誘導施設等整備事業支援業務の基準）

法第百三条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号イからニまでに掲げる方法により支援する業務に係るものは、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであることとする。

#### 第四十七条の二（誘導施設整備区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続）

土地区画整理法第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、法第百五条の二の規定により事業計画において誘導施設整備区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則第三条の二各号に掲げる事項のほか、誘導施設整備区の位置及び面積を記載しなければならない。

#### 第四十七条の三（誘導施設整備区に関する図書）

誘導施設整備区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

##### ２

前項の設計説明書には誘導施設整備区の面積を記載し、同項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

##### ３

第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

#### 第四十七条の四（誘導施設整備区への換地の申出）

法第百五条の三第一項の申出は、別記様式第十五の二の申出書を提出して行うものとする。

##### ２

前項の申出書には、法第百五条の三第二項第三号の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

#### 第四十八条

削除

#### 第四十九条

削除

#### 第五十条

削除

#### 第五十一条

削除

#### 第五十二条（建築等の届出）

法第百八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

* 一  
  開発行為を行う場合  
    
    
  別記様式第十八
* 二  
  誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合  
    
    
  別記様式第十九

##### ２

前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

* 一  
  開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
* 二  
  誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
* 三  
  その他参考となるべき事項を記載した図書

#### 第五十三条

法第百八条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

#### 第五十四条（変更の届出）

法第百八条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

#### 第五十五条

法第百八条第二項の規定による届出は、別記様式第二十による変更届出書を提出して行うものとする。

##### ２

第五十二条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

#### 第五十五条の二（休廃止の届出）

法第百八条の二第一項の規定による届出は、別記様式第二十一による届出書を提出して行うものとする。

#### 第五十五条の二の二（都市計画施設の改修に関する事業に係る認可に関する協議及び同意）

法第百九条の二第二項の規定により協議をし、同意を得ようとする市町村は、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを都道府県知事（同項各号に掲げる事項にあっては、都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に提出するものとする。  
ただし、法第八十一条第九項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がない場合には、都市計画法第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。

* 一  
  立地適正化計画に記載しようとする法第百九条の二第一項に規定する事項を記載した書類
* 二  
  都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事業計画にあっては、同条第二項各号に掲げる事項を定めたもの）を記載した書類
* 三  
  都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類

#### 第五十五条の三（立地誘導促進施設協定の認可の基準）

法第百九条の四第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第百九条の四第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
* 二  
  立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項は、居住誘導区域又は都市機能誘導区域における居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するとともに、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するように定められていなければならない。
* 三  
  立地誘導促進施設協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
* 四  
  協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
* 五  
  協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

#### 第五十五条の四（立地誘導促進施設協定に関する準用）

第八条の二及び第八条の四の規定は、法第百九条の四第一項に規定する立地誘導促進施設協定について準用する。

#### 第五十五条の四の二（権利設定等に係る法律関係に関する事項）

法第百九条の七第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。

#### 第五十五条の四の三（居住誘導区域等権利設定等促進計画についての要請）

法第百九条の八の規定による要請をしようとする者は、居住誘導区域等権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

* 一  
  要請に係る土地又は建物の位置及び区域を表示した図面
* 二  
  法第百九条の八の協定の写し
* 三  
  法第百九条の七第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

#### 第五十五条の四の四（居住誘導区域等権利設定等促進計画の決定の公告）

法第百九条の九の規定による公告は、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成した旨及び当該居住誘導区域等権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

#### 第五十五条の五（権利設定等に係る法律関係に関する事項）

法第百九条の十五第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。

#### 第五十五条の六（低未利用土地権利設定等促進計画についての要請）

法第百九条の十六の規定による要請をしようとする者は、低未利用土地権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該低未利用土地権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

* 一  
  要請に係る土地又は建物の位置及び区域を表示した図面
* 二  
  法第百九条の十六の協定の写し
* 三  
  法第百九条の十五第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

#### 第五十五条の七（低未利用土地権利設定等促進計画の決定の公告）

法第百九条の十七の規定による公告は、低未利用土地権利設定等促進計画を作成した旨及び当該低未利用土地権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

#### 第五十六条（跡地等管理等協定の基準）

法第百十一条第三項第三号（法第百十三条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

* 一  
  協定跡地等は、跡地の境界が明確に定められていなければならない。
* 二  
  協定跡地等に係る跡地等の管理等の方法に関する事項は、清掃、除草、病害虫の防除、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定跡地等に係る跡地等の適正な管理等に関連して必要とされるものでなければならない。
* 三  
  協定跡地等に係る跡地等の管理等に必要な施設の整備に関する事項は、物置、防火施設、塀、柵その他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定跡地等に係る跡地等の適正な管理等に資するものでなければならない。
* 四  
  跡地等管理等協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

#### 第五十七条（市町村都市再生協議会を組織することができる都市再生推進法人等に準ずる特定非営利活動法人等）

法第百十七条第一項第七号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号又は第三号に掲げる者とする。

#### 第五十八条（都市再生推進法人の業務として整備する施設）

法第百十九条第三号ロの国土交通省令で定める施設は、駐車場とする。

#### 第五十九条（民間都市機構の行う都市再生推進法人支援業務の基準）

法第百二十二条第三項の国土交通省令で定める基準は、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであることとする。

#### 第六十条（権限の委任）

法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

* 一  
  法第五十一条第二項の規定により協議し、同意すること。
* 二  
  法第五十八条第二項の規定により認可をすること。

# 附　則

##### １

この省令は、法の施行の日（平成十四年六月一日）から施行する。

# 附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一六年四月一日国土交通省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年四月二七日国土交通省令第五四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法施行規則別記様式第一により提出された申請書は、同条による改正後の都市再生特別措置法施行規則別記様式第一により提出された申請書とみなす。

# 附則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

#### 第三条（経過措置）

この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

# 附則（平成一九年四月一日国土交通省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年九月二八日国土交通省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月三一日国土交通省令第一五号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年三月二五日国土交通省令第六号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成二一年八月三一日国土交通省令第五五号）

この省令は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。  
ただし、第十一条第二号の改正規定、第十六条の改正規定及び第二十七条の次に二条を加える改正規定（第二十七条の三に係る部分に限る。）は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

# 附則（平成二三年七月二二日国土交通省令第五三号）

##### １

この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十五日）から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法施行規則第五条第一号の規定によりされた社債の取得及び同条第三号の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

# 附則（平成二三年一〇月一九日国土交通省令第七六号）

この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

# 附則（平成二三年一一月三〇日国土交通省令第八三号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

# 附則（平成二四年六月二九日国土交通省令第六四号）

この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

# 附則（平成二四年九月二〇日国土交通省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年五月一六日国土交通省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年一〇月九日国土交通省令第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

# 附則（平成二六年六月二七日国土交通省令第五八号）

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

# 附則（平成二六年七月二五日国土交通省令第六七号）

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。

# 附則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成二八年三月三一日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年八月二九日国土交通省令第六一号）

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年一〇月一九日国土交通省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月一一日国土交通省令第五八号）

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月十五日）から施行する。

# 附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附則（令和二年九月四日国土交通省令第七四号）

##### １

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。  
ただし、第二条中都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。